

# 自治会会則 各条項運用内規

制定 昭和58年 7月24日  
改定 令和 8年 4月 1日

1. 各規定条文の解釈・運用について、統一性・継続性を持たせるため、内規を取り決める。
2. 内規の追加・変更を生じた場合は、役員会の審議を経て補綴、修正を行うものとする。
3. 内規は各役員に周知すると共に、各年度の役員会に申し送るものとする。

## 【事業】

第4条 第(5)項 同好会及びサークル活動の支援。

(同好会及びサークルの設立)

- ① 同好会及びサークルは自治会会員が10名以上の会員によって組織するものとする。但し、他地区会員がある場合は、組織の7割以上、且つ10名以上が自治会会員であるものとする。
- ② 同好会及びサークルの代表者は、会発足の趣旨、会則、会員名簿を自治会会長宛に提出し、役員会の了解を得て発足するものとする。

(立ち上げ助成金)

- ③ 前記2項によって認可された同好会及びサークルは、立ち上げ助成金(2万円)を申請し受領することができる。

(活動助成金)

- ④ 前記2項によって認可された同好会及びサークルは、活動するための助成金として、1万円/年を申請し受領することができる。

## 【会員】

第5条 この会は、原則西千代ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目に居住する世帯とする。

- ① 居住する者は総て自治会に加入することを原則とする。

(自治会名簿等の扱い)

- ② イ) 入会する者は入会金(第15条)の他、『自治会名簿』を1部提出する  
ロ) 自治会名簿は所定項目全欄記入が望ましいが、記入者の意向で、本人名/住所/電話番号/入居入会月日以外の項目記入を省略しても止むを得ないものとする  
ハ) 自治会名簿記載内容の守秘に留意する
- ③ 転出退会する会員は退会届を1部提出する。  
未届退会者がある場合は所管丁目の副会長が提出を代行する。
- ④ 入会時の自治会名簿・退会届は本人記入を原本保管し、写しを会長へ届ける。
- ⑤ 自治会名簿は、提出された自治会名簿及び退会届を電子データ化し自治会活動に活用する。
- ⑥ 個人情報については、「西千代ヶ丘自治会個人情報保護に関する規程」に沿って厳重に管理する。

## 【役員等の選出】

第9条 第(1)項 役員は会員の推薦による候補者の中から、定期総会において選出する。

- ① 役員のうち部会長は各々の部会の内規により選出する。
- ② 会長、副会長、書記の選出は以下の通りとする。  
イ) 会長は丁目に関係なく選出する。  
ロ) 副会長は、各丁目ごとに1名とする。  
ハ) 書記は、各丁目ごとに1名とする。

第9条 第(4)項 地区委員は各地区から選出し、輪番制とする。

- ① 地区長及び地区委員の輪番制は各地区の定める処による。
- ② 輪番の運営に当たっては、会員の事情に配慮するものとする。

## 【会費】

第15条 第(2)項 会員は入会金として2,000円納入するものとする。

- ① 入会金の免除

下記の場合は入会金を免除する。

- イ) 一時期止むを得ない事情(転勤等)で転出し、再び自己の持家に再入居する場合
- ロ) 地域内から地域内へ転居する場合  
ただし、一旦地域外で居住し、再び地域内に居住する場合は、新規転入者とみなす
- ハ) 入居時に申出のある短期転入(自宅建替のため一時期居住する等、期間の目安は6カ月以内とする)する場合
- ニ) 同居する家族が地域内で別に家を構える場合

第15条 第(3)項 会員は会費を納入する義務を有し、会費上期、下期それぞれ2,000円とする。  
地区委員を通じて納入するものとし、転入者は、転入月を含め月割(300円)で納入する。  
退会者には、返還しない。

① 会費の徴収

イ) 新規入会者の初回前納額は入居の月(入居時提出を求める自治会名簿記載の月とし、日付は考慮しない)より、300円×前納月数の計算で算定する。

〈例〉4月の転入者へは5ヶ月分=1,500円、5月徴収の上期会費は不必要。

ロ) 同居家族が地域内で別に家を構える時は、独立した会員とみなし会費を前項イ)により徴収する。

ハ) 地域内において別居していた2世帯が同居1世帯になる場合は、会則第15条3項に基づき会費を返還する。

【弔慰金等】

第16条 第(1)項 会員世帯の同居家族が死亡したとき香典を支給する。

① 家族葬が増える中、死去判明が遅れる場合葬儀より3ヶ月以内につき香典を支払う事とする。

〈例〉7月判明は4月分までを支払い対象とする、それ以前は対象外とする。

② 香典辞退の申し入れがあった時はその意向を受ける。

③ 弔慰金は1件 5,000円とする。

④ 経済情勢等により、弔慰金の見直しを行う。